

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(適用額明細書の記載事項等)

第三条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める事項は、同号の法人税申告書に係る次に掲げる事項とする。

- 一 その法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

二 六 省 略

2・3 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 四 省 略

五 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十四条又は第四十五条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例

によることとされる場合における同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項又は第四十二条の十二の七第一項若しくは第二項の規定

2 令第二条第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

附 則

改正前

(適用額明細書の記載事項等)

第三条 同 上

- 一 その法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 六 同 上

2・3 同 上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 同 上

一 同 上

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項の規定

三 五 同 上

2 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 同 上

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に一号を加える改正規定及び次条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日前に終了した事業年度において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十二条の二又は第五十二条の三（それぞれ改正前の租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第一項第二号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 改正後の租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。